

福井県報

第 110 号
令和 2 年
9 月 8 日 (火)
火曜日発行

目次

(※は、県例規集登載事項)

告示

- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録(三三二・長寿福祉課)……………一
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録(三三二・同)……………一
- 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可(三三三・水産課)……………二
- ※漁業調整委員会の委員の選挙権および被選挙権の範囲を廃止する告示(三三四・同)……………三
- 土地改良区の定款変更の認可(三三五・丹南農林総合事務所)……………三
- 道路の区域の変更(三三六・道路保全課)……………三
- 道路の供用の開始(三三七・同)……………三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(県民活躍課)……………三
- 令和二年度調理師試験合格者の受験番号(医薬食品・衛生課)……………四
- 令和二年度製菓衛生師試験合格者の受験番号(同)……………四
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(三件・産業政策課)……………四
- 公共測量の実施(二件・土木管理課)……………八

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(五二)……………九
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(五三)……………九
- 政治団体の解散の届出(五四)……………一〇
- 資金管理団体の指定の届出(五五)……………一〇
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(五六)……………一〇
- ※福井海区漁業調整委員会委員選挙事務規程を廃止する告示(五七)……………一
- ※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示(五八)……………一

告示

福井県告示第321号
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3に規定する登録喀痰吸引等事業者を登録したので、同条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
はなぐるま介護ステーション
- 2 事業所の所在地
福井市志比口3丁目7-9 コーポラス栄101
- 3 事業者の名称
ココテク合同会社
- 4 登録年月日
令和2年8月31日
- 5 サービスの種類
訪問介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 7 登録番号
181110307

福井県告示第322号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項に規定する登録特定行為事業者を登録したので、同条第2項において準用する同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
はなぐるま介護ステーション
- 2 事業所の所在地
福井市志比口3丁目7-9 コーポラス栄101
- 3 事業者の名称

- 4 コロテク合同会社
登録年月日
令和2年8月31日
- 5 サービスの種類
訪問介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
口腔内の喀痰吸引
気管カニューレ内部の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
経鼻経管栄養
- 7 登録番号
181110308

福井県告示第323号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 漁業権者の名称および住所
奥越漁業協同組合
福井県大野市川合21-34
- 2 漁業権の免許番号
内共第2号
- 3 変更の内容
遊漁料の額および納付方法

<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしななければならない。 但し、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>①奥越漁業協同組合（大野市川合21-34） ②組合が委託した遊漁承認証取扱店</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 清水釣具店（郡上市八幡町稲成550-7） 2. もりした釣具店（郡上市八幡町稲成1135） 3. めだか釣具店（郡上市白鳥町バイパス沿い）
--	--

<p>変更前</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. ホテルフレール和泉（大野市下山63-2-24） 5. 国民宿舎パークホテル九頭竜（大野市角野14-3） 6. 古川茂雄（大野市下大納） 7. 福井和泉リゾート（大野市朝日前坂6-22） 8. 末永利光（大野市朝日） 9. ドライブイン九頭竜（大野市下半原611） 10. 三島舟志（岐阜市太郎丸知の道257） 11. 須甲一治（大野市朝日26-45-1） 12. フイツシングポイント（福井市八ツ島町31-601） 13. (株) 上州屋新福井店（福井市開発4-311） 14. 道の駅九頭竜（大野市朝日） 15. 藤原秀揮（大野市角野） 16. フイツシヤーズ福井店（福井市高柳2丁目623） 17. 越前フイツシングセンター（福井市三郎丸3-1105） 	<p>変更後</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 清水釣具店（郡上市八幡町稲成550-7） 2. もりした釣具店（郡上市八幡町稲成1135） 3. めだか釣具店（郡上市白鳥町バイパス沿い） 4. ホテルフレール和泉（大野市下山63-2-24） 5. 国民宿舎パークホテル九頭竜（大野市角野14-3） 6. 古川茂雄（大野市下大納） 7. 福井和泉リゾート（大野市朝日前坂6-22） 8. 末永利光（大野市朝日） 9. ドライブイン九頭竜（大野市下半原611） 10. 三島舟志（岐阜市太郎丸知の道257） 11. 須甲一治（大野市朝日26-45-1） 12. フイツシングポイント（福井市八ツ島町31-601） 13. (株) 上州屋新福井店（福井市開発4-311） 14. 道の駅九頭竜（大野市朝日） 15. 藤原秀揮（大野市角野） 16. フイツシヤーズ福井店（福井市高柳2丁目623） 17. 越前フイツシングセンター（福井市三郎丸3-1105） 18. Fishing shopフナヤ（福井市二ノ宮2-27-9）
---	--

<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしななければならない。 但し、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>①奥越漁業協同組合（大野市川合21-34） ②組合が委託した遊漁承認証取扱店</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 清水釣具店（郡上市八幡町稲成550-7） 2. もりした釣具店（郡上市八幡町稲成1135） 3. めだか釣具店（郡上市白鳥町バイパス沿い） 4. ホテルフレール和泉（大野市下山63-2-24） 5. 国民宿舎パークホテル九頭竜（大野市角野14-3） 6. 古川茂雄（大野市下大納） 7. 福井和泉リゾート（大野市朝日前坂6-22） 8. 末永利光（大野市朝日） 9. ドライブイン九頭竜（大野市下半原611） 10. 三島舟志（岐阜市太郎丸知の道257） 11. 須甲一治（大野市朝日26-45-1） 12. フイツシングポイント（福井市八ツ島町31-601） 13. (株) 上州屋新福井店（福井市開発4-311） 14. 道の駅九頭竜（大野市朝日） 15. 藤原秀揮（大野市角野） 16. フイツシヤーズ福井店（福井市高柳2丁目623） 17. 越前フイツシングセンター（福井市三郎丸3-1105） 18. Fishing shopフナヤ（福井市二ノ宮2-27-9）
--	---

4 変更後の遊漁規則の施行日

令和2年9月8日

福井県告示第324号

漁業調整委員会の委員の選挙権および被選挙権の範囲を廃止する告示を次のように定める。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

漁業調整委員会の委員の選挙権および被選挙権の範囲を廃止する告示

漁業調整委員会の委員の選挙権および被選挙権の範囲（昭和25年福井県告示第210号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

福井県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
松ヶ鼻土地改良区	令和2年8月25日

福井県告示第326号

一般国道158号の下記区間において、迂回路の設置に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和2年9月8日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	新旧別	区 間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
	新	大野市下半原61字深谷59番232から 大野市下半原61字深谷59番208まで	40 ～ 40	740

一般国道	新旧	区 間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
158号	新	大野市下半原61字深谷59番232から 大野市下半原61字深谷59番208まで	7.5 ～ 9.3	71.0
	旧	大野市下半原61字深谷59番232から 大野市下半原61字深谷59番208まで		

福井県告示第327号

一般国道158号の下記区間において、迂回路の設置に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和2年9月8日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	158号	大野市下半原61字深谷59番103から 大野市下半原61字深谷59番69まで	令和2年9月8日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

- 申請のあった年月日
令和2年8月25日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1) 名称
特定非営利活動法人くまっこクラブふくい

- (2) 代表者の氏名
松川 徹
- (3) 主たる事務所の所在地
福井県福井市加茂河原1丁目2番12号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害を抱える人たちとその家族が地域で当たり前前に生活していくことを支援し、障害のある子どもたちの放課後健全育成を図ると共に、障害のある人たちの社会参加の促進を図るための活動を行い、共生社会の実現と福祉増進に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

- (1) 縦覧に供する期間
令和2年8月25日から令和2年9月24日まで
- (2) 縦覧に供する場所
福井県地域戦略部県民活躍課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

調理師法施行細則（昭和34年福井県規則第31号）第9条の規定により、令和2年度調理師試験合格者の受験番号を次のとおり公示する。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治	
1001	1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008
1010	1011 1012 1013 1014 1015 1016 1018
1019	1020 1021 1022 1026 1027 1028 1029
1030	1034 1036 1037 1038 1039 1043 1044
1056	1057 1058 1059 1062 1063 1064 1065
1070	1072 1073 2001 2003 2005 2006 2009
2010	2013 3001 3002 3003 3005 3006 3008
3009	3010 4001 4003 4005 4006 4009 4014
4015	4016 4017 4019 4020 4021 4022 4023
4024	4025 4026 4027 4029 4030 4034 4035
4036	4038 4040 4046 4047 5001 5002 5003
5004	5006 5007 5008 5009 5010 5011 5014
5015	5016 6001 6002 6003 6004 6007 6010
6011	6012 6014 6019 7001 7002 7003 7004
7005	7006 7007 7011 7013 7015 7016

福井県製菓衛生師法施行細則（昭和42年福井県規則第53号）第6条の2の規定により、令和2年度製菓衛生師試験合格者の受験番号を次のとおり公示する。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治	
1201	1202 1203 1204 1205 1206 1207 1209
1211	2201 2202 2203 2204 2205 2206 3201
3202	4201 4202 4203 4206 4207 5201 5202
5203	5204 7201 7202 7203 7204 7205 7206
7212	7213 7214 7215 7216 7217 7219 7221
7223	7224 7225 7226 7227 7228 7231 7232
7233	7234 7235 7236 7239 7240 7242 7243
7244	7245 7247 7249 7250 7251 7252 7253
7254	7255 7256 7257 7257 7260 7262 7263 7264
7265	7267 7268 7269 7272 7273 7274 7275
7278	7280 7281 7283 7284 7285 7286 7287
7288	7289 7290 7291 7293 7295 7298 7299
7300	7301 7302 7304 7305 7307 7308 7309
7311	7312 7313 7314 7315 7317 7318 7319
7320	7321 7322 7323 7324 7326 7328

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べる事ができる。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
MEGAドン・キホーテUNY福井店
福井県福井市飯塚町11字11番地 外55筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
ユニー株式会社
代表取締役 関口 憲司
愛知県稲沢市天池五反田町1番地

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) MEGAドン・キホーテUNY福井店

- (変更後) MEGAドン・キホーテUNY福井店
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人
 にあつては代表者の氏名
 (変更前)

- ・UDリテール株式会社
 代表取締役 片桐 三希成
 神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地
- ・株式会社セリア
 代表取締役 河合 映治
 岐阜県大垣市外湖二丁目38番地
- ・北越フジバンストア株式会社
 代表取締役 高山 昭一
 愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地
- ・伊井餅株式会社
 代表取締役 伊井 正廣
 福井県福井市上北野一丁目6番20号
- ・株式会社梅田果実店
 代表取締役 梅田 敬男
 福井県福井市中央一丁目9番23号
- ・合資会社三谷屋
 代表社員 村田 欣弥
 福井県福井市中央一丁目4番15号
- ・靴のトモキ
 友田 都芳
 福井県福井市中央一丁目15番7号
- ・株式会社ハニーズホールディングス
 代表取締役 江尻 義久
 福島県いわき市鹿島町走熊字七本町27番地の1
- ・株式会社モリエ
 代表取締役 内野 伸彦
 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- ・パレモ・ホールディングス株式会社
 代表取締役 吉田 肇
 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- ・株式会社ワールド
 代表取締役 寺井 秀藏
 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号

- ・株式会社ジヤパン・フラーワー・コーポレーション
 代表取締役 松村 吉章
 富山県射水市流通センター水戸田二丁目3番1号
- ・株式会社WHO'S NEXT
 代表取締役 佐々木 崇郎
 福井県坂井市春江町随応寺第16号11番地
- ・大綱リボン工業有限公司
 代表取締役 大綱 清
 福井県鯖江市平井町28-6-2
- (変更後)
- ・UDリテール株式会社
 代表取締役 片桐 三希成
 神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地
- ・株式会社セリア
 代表取締役 河合 映治
 岐阜県大垣市外湖二丁目38番地
- ・北越フジバンストア株式会社
 代表取締役 高山 昭一
 愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地
- ・伊井餅株式会社
 代表取締役 伊井 正廣
 福井県福井市上北野一丁目6番20号
- ・株式会社梅田果実店
 代表取締役 梅田 敬男
 福井県福井市中央一丁目9番23号
- ・合資会社三谷屋
 代表社員 村田 欣弥
 福井県福井市中央一丁目4番15号
- ・靴のトモキ
 友田 都芳
 福井県福井市中央一丁目15番7号
- ・株式会社ハニーズホールディングス
 代表取締役 江尻 義久
 福島県いわき市鹿島町走熊字七本町27番地の1
- ・株式会社モリエ
 代表取締役 内野 伸彦
 愛知県稲沢市天池五反田町1番地

- ・パレモ・ホールディングス株式会社
代表取締役 吉田 馨
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
 - ・株式会社ワールド
代表取締役 寺井 秀蔵
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号
 - ・株式会社ジヤパン・フラワー・コーポレーション
代表取締役 松村 吉章
富山県射水市流通センター水戸田二丁目3番1号
 - ・株式会社WHO'S NEXT
代表取締役 佐々木 崇郎
福井県坂井市春江町随志寺第16号11番地
- 4 変更の年月日
令和元年12月3日
- 5 変更する理由
・ 3(1)
店舗名称が決定したため
・ 3(2)
小売業者および小売業者の代表者ならびに住所を変更したため
- 6 届出のあった日
令和2年7月31日
- 7 届出の縦覧場所
- (1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課
- (2) 福井県福井市手寄一丁目4番1号
アオッサ5F
福井市商工労働部商工振興課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出先
福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小

売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

アクロスプラザ敦賀

福井県敦賀市古田刈28号三反田1番1 外9筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代

表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麹町五丁目1番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳

(変更前) 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(変更後) 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人

にあっては代表者の氏名

・株式会社ユービーシー・マート

代表取締役 野口 実

東京都渋谷区神南一丁目11番5号

・株式会社セリア

代表取締役 河合 映治

岐阜県大垣市外濶二丁目38番地

・ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38-33

・株式会社幸楽苑ホールディングス

代表取締役社長 新井田 昇

福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

・上新電機株式会社

(変更前)

- 取締役社長 中嶋 克彦
(変更後)
代表取締役 金谷 隆平
大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
・日本マクドナルドホールディングス株式会社
(変更前)
代表取締役 サラ・カサノバ
(変更後)
代表取締役 サラ・エル・カサノバ
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
・株式会社道とん堀
(変更前)
代表取締役 稲葉 裕幸
(変更後)
代表取締役 稲場 裕幸
東京都福生市加美平一丁目6番地17
- 4 変更の年月日
・ 3(1)
令和2年6月1日
・ 3(2)
令和元年6月25日
- 5 変更する理由
・ 3(1)
設置者の住所に変更が生じたため
・ 3(2)
小売業者の代表者の氏名に変更が生じたため
- 6 届出のあった日
令和2年8月18日
- 7 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課
(2) 福井県敦賀市中央町二丁目1番1号
敦賀市産業経済部商工貿易振興課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧できる時間帯

- 午前8時30分から午後5時15分まで
9 意見書の提出先
福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内
に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称) フクロス芝原店
福井県越前市芝原三丁目1字東江崎1番 外18筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
リコーリース株式会社
代表取締役社長 中村 徳晴
東京都千代田区紀尾井町4番1号
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所および代表者の氏名
リコーリース株式会社
(変更前) 代表取締役社長 瀬川 大介
東京都江東区東雲一丁目7番12号
(変更後) 代表取締役社長 中村 徳晴
東京都千代田区紀尾井町4番1号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人
にあっては代表者の氏名
(変更前)
・株式会社ソーネット
代表取締役 山崎 繁樹
福井県越前市小松二丁目19番9号
・カワイ株式会社
代表取締役 河合 雄二
福井県越前市上太田町第29号15番地の1

・株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
(変更後)

・株式会社シーネット
代表取締役 山崎 繁樹
福井県越前市小松二丁目19番9号
・カワイ株式会社

代表取締役 河合 洋典
福井県越前市上太田町第29号15番地の1
・株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地

4 変更の年月日

・ 3(1)のうち代表者の氏名
令和2年4月1日

・ 3(1)のうち住所

令和2年6月24日

・ 3(2)

令和元年10月1日

5 変更する理由

・ 3(1)

設置者の代表者および住所に変更が生じたため

・ 3(2)

小売業者の代表者に変更が生じたため

6 届出のあった日

令和2年7月21日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県越前市府中一丁目13-7
越前市産業環境部産業政策課

(2) 福井県越前市府中一丁目13-7
越前市産業環境部産業政策課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和2年8月24日に福井県方法務局より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

福井県方法務局

2 作業の種類

公共測量(登記所備付地図作成作業に伴う基準点測量)

3 作業の期間

令和2年9月15日から令和3年2月26日まで

4 作業の地域

勝山市本町一丁目、二丁目(一部)、栄町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和2年8月25日に国土交通省近畿地方整備局より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年9月8日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

国土交通省近畿地方整備局

2 作業の種類

公共測量(舗装点検)

3 作業の期間

令和2年9月7日から令和3年2月16日まで

4 作業の地域

国道8号(福井市・坂井市周辺)、国道158号(福井市・大野市周辺)

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和2年8月3日	水上みきお後援会	水上 実喜夫	松井 博文	勝山市野向町北野津又39-2
令和2年8月21日	笑顔があふれる「さばえ」をつくる会	川上 広志	岸本 直樹	鯖江市吉江町717

福井県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和2年1月10日	自由民主党福井県小浜市・遠敷郡第二支部	中川 榮子	代表者	中川 榮子	中川 平一
令和2年5月30日	自由民主党福井県歯科技工士連盟支部	廣 一馬	会計責任者	長井 俊江	重森 敏彦
令和2年5月30日	福井県歯科技工士連盟	近藤 一孝	代表者	近藤 一孝	庭山 麗子
令和2年6月1日	福井県商工政治連盟	佐飛 敏治	会計責任者	長井 俊江	重森 敏彦
令和2年6月1日	福井県商工政治連盟	佐飛 敏治	会計責任者	山内 和芳	堂阪 司

令和2年 7月1日	前田嘉彦後援会	前田 嘉彦	会計責任者	前田 理貴	由比 浩夫
令和2年 7月27日	福井県中小企業団体政治協会	稲山 幹夫	主たる事務 所の所在地	福井市大手3-12- 20 富田第一生命ビル	福井市大手3-7-1 織協ビル
令和2年 8月1日	自由民主党福井県林業支部	関 孝治	会計責任者	松會 治和	日下 博幸

福井県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和元年12月31日	早川正己後援会	田中 定雄
令和2年7月21日	東野栄治後援会	石田 真治

福井県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指 定 年月日	資金管理団体の届出をした 者（代表者）の氏名	届出をした者に 係る公職の種類	資金管理団体の 名 称	主たる事務所の所在地
令和2年 8月1日	水上 実喜夫	勝山市長	水上みきお後援会	勝山市野向町北野津又39-2

福井県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日 平成31年 4月30日	資金管理団体の届出をした者の氏名 兼井 大	資金管理団体の名称 兼井まさる後援会	異動事項 公職の種類	異動内容	
				新	旧 福井県議会議員 大野市議会議員

福井県選挙管理委員会告示第57号

福井海区漁業調整委員会選挙事務規程を廃止する告示を次のように定める。

令和2年9月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

福井海区漁業調整委員会委員選挙事務規程を廃止する告示

福井海区漁業調整委員会委員選挙事務規程（昭和43年福井県選挙管理委員会告示第5号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

福井県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年九月八日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一号様式（その一）中

「生年月日」を「年 齢」に改め、

「※ 「候補者届出政党の名称」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称を、本人届出または推薦届出に係る候補者についてはかつこ内にその旨を記載したものである。」

同様式備考に次のように加える。

5 「住所」欄には、市区町村名まで記載すること。

第四十一号様式（その二）中

「第 号」を「生年月日」に改め、「年 齢」に改め、同様式備考中第 年 月 日」を「生年月日」に改め、「年 齢」に改め、同様式備考中第

四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4 住所の欄には、参議院選挙区選出議員または知事の選挙の場合にあつては市区町村名まで、県議会議員の選挙の場合にあつては字名まで記載すること。
第四十一号様式(その三)および第四十一号様式(その四)に備考として次のように加える。

備考 住所の欄には、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員または知事の選挙の場合にあつては市区町村名まで、県議会議員の選挙の場合にあつては字名まで記載すること。

附 則

この告示は、令和二年九月八日から施行する。

令和二年九月八日発

行

発行人

〒九一〇一八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県